

鳥取市営住宅入居者を次のとおり随時募集します。

1 募集する住宅の概要

随時募集住宅一覧内の種別が「一般」の住宅。

2 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者又は単身者(身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。)であること。
- (2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。
 - 一般世帯 …… 月額所得104,000円以下
 - 裁量階層 …… 月額所得139,000円以下ただし、次のケに該当する子育て世帯で新市域内に存する市営住宅に入居する場合は、月額所得259,000円以下*とする。(*改良住宅の場合は、158,000円以下。)

裁量階層とは、次のアからケまでのいずれかに該当する方です。

- ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが60歳以上のもの
- イ 障がい者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号の規定により交付を受けた障がい者手帳に記載されている障がいの程度が(ア)から(ウ)までのいずれかの程度のもの
 - (ア) 身体障がい 身体障がい者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障がいの級が1級から4級までの程度
 - (イ) 精神障がい 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までの程度
 - (ウ) 知的障がい (イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度
- ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
- カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- ケ 同居親族に義務教育終了前の児童があるもの

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

4 申込みにあたっての注意事項

- (1) 事前に、交通機関や学区等などの住環境を確認してから申込みください。
- (2) 原則として市営住宅等入居後の団地の異動、住替え等はできないので、申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、次の要件をすべて満たすこと。
 - ・同居している
 - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
 - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族(税法上の扶養関係がない親族等)の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立(独立)という理由や家庭内の問題(親子関係の不仲など)という理由での申込みはできません。
- (4) 申込者及び同居親族が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅(県営住宅、市町村営住宅など)に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。(家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など)

5 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人(年間総収入が120万円程度あり、市営住宅等入居後同居者とならない者)が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。

なお、次のいずれかに該当する入居申込者(入居名義人)のうち、本人の相当の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難と認められる時は、連帯保証人の連署を免除できる場合があります。

 - ① 配偶者からの暴力被害者で、その事実を公的書類で証明できる方。
 - ② 65歳以上の方。
 - ③ 「2入居資格(2)イの(ア)～(ウ)」のいずれかに該当する方。
 - ④ 「2入居資格(2)ウ」に該当する方。
 - ⑤ 鳥取市の指定する家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した方。
 - ⑥ 鳥取市の指定する家賃債務保証業者に家賃に関する保証委託契約の締結を申し込んだが否認された方。
- (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに市営住宅等に入居すること。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁であること。